世田谷区公示送達第８９号

令和７年度軽自動車税の種別割に係る督促状及び令和８年度軽自動車税の督促状を発付したが、別添調書の納税義務者はその送達先が不明のため送達できなかったので、地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２０条の２及び世田谷区特別区税条例（昭和３９年１２月世田谷区条例第７４号）第６条の規定に基づき公示する。

なお、督促状はこれを保管し、いつでも送達を受けるべき納税義務者に交付する。

交　付　場　所　　世田谷区財務部課税課（管理調整）

令和８年１１月１０日

世田谷区長　保　坂　展　人

令和８年度 軽自動車税督促状　公示一覧

公示日令和８年１１月１０日

No.	相当年度	氏名／名称	通　知　書　番　号
1	令和８年度	株式会社　令和住販	0000061611
2	令和７年度	株式会社　令和住販	0000060357